四日市市告示第615号

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を 次のように定める。

令和6年10月16日

四日市市長 森 智広

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要 緇

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(平成19年四日市市告 示第136号)の一部を次のように改正する。

改正後

(対象講座)

- 第2条 給付金の対象となる講座(以下 「対象講座」という。) は、次の各号に 掲げる講座とする。
  - (1) 雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)及び雇用保険法施行規則(昭和 50年労働省令第3号)の規定による 一般教育訓練に係る教育訓練給付金 (以下「一般教育訓練給付金」とい う。) の指定教育訓練講座及びこれに 準ずると四日市市社会福祉事務所長 (以下「所長」という。) が指定する 講座
  - (2) (略)
  - (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規 則の規定による専門実践教育訓練に 係る教育訓練給付金(以下「専門実践 教育訓練給付金」という。)の指定教 |

改正前

(対象講座)

- 第2条 給付金の対象となる講座(以下 「対象講座」という。)は、次の各号に 掲げる講座とする。
  - (1) 雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)及び雇用保険法施行規則(昭和 50年労働省令第3号)の規定による 一般教育訓練に係る教育訓練給付金 (以下「一般教育訓練給付金」とい う。) の指定教育訓練講座及びこれに 準ずると四日市市社会福祉事務所長 (以下、「所長」という。) が指定す る講座
  - (2) (略)
  - (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規 則の規定による専門実践教育訓練に 係る教育訓練給付金(以下「専門実践 教育訓練給付金」という。)の指定教

育訓練講座(ただし、専門資格の取得を目的とする講座に限る。)及びこれに準ずると所長が指定する講座(以下「指定教育訓練」という。)

(支給対象者)

- 第3条 給付金の支給対象者(以下「支給対象者」という。)は、次の全ての要件を満たす市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父(法第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に20歳に満たない児童を扶養しているものをいう。)とする。
  - (1) 母子・父子自立支援プログラム策定 事業の実施について(平成26年9月 30日雇児発0930第4号厚生労 働省雇用均等・児童家庭局長通知)に 基づく母子・父子自立支援プログラム 等の自立に向けた支援を受けている こと。
  - (2)及び(3) (略)

(支給額)

- 第4条 給付金の支給額は、次の各号に掲 げる支給対象者の区分に応じ、当該各号 に定める額とする。
  - (1) 対象講座受講開始現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金を受給できない支給対象者 当該支給対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料

育訓練講座(ただし、専門資格の取得 を目的とする講座に限る。)及びこれ に準ずると所長が指定する講座

(支給対象者)

- 第3条 給付金の支給対象者(以下「支給対象者」という。)は、次の全ての要件を満たす市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父(法第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に20歳に満たない児童を扶養しているものをいう。)であって、対象講座の受講を修了したものとする。
  - (1) 児童扶養手当の支給を受けている こと又は同等の所得水準にあること。 ただし、児童扶養手当施行令(昭和3 6年政令第405号)第6条の7の規 定は適用しない。

(2)及び(3) (略)

(支給額)

- 第4条 給付金の支給額は、次の各号に掲 げる支給対象者の区分に応じ、当該各号 に定める額とする。
  - (1) 対象講座受講開始現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金を受給できない支給対象者 当該支給対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料

- 及び受講料に限る。)の額に100分 の60を乗じて得た額(その額が20 万円を超える場合は、20万円とし、 12千円を超えない場合は給付金の 支給は行わないものとする。)
- (2) 対象講座受講開始現在において専門実践教育訓練給付金を受給できない支給対象者(指定教育訓練を受講する者をいう。ただし、次号に掲げる者を除く。) 当該支給対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用 (入学料及び受講料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が修学年数に40万円を乗じて得た額とし(この場合160万円を超えるときは160万円とする。)、12千円を超えない場合は給付金の支給は行わないものとする。)

(3) 対象講座受講開始現在において専門実践教育訓練給付金を受給できない支給対象者(指定教育訓練を受講する者。ただし、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就

- 及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が20万円を超える場合は、20万円とし、12千円を超えない場合は給付金の支給は行わないものとする。)
- (2) 対象講座受講開始現在において専門実践教育訓練給付金を受給できない支給対象者 当該支給対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超える場合は、修学年数に40万円を超える場合は、修学年数に40万円を超えるときは160万円とする。)、12千円を超えない場合は給付金の支給は行わないものとする。)

ただし、令和4年4月1日より前に 終了した当該教育訓練に係る訓練給 付金についてはなお従前の例による こととし、40万円を20万円に、1 60万円を80万円に読み替えて支 給するものとする。 職等した(当該教育訓練修了時点で就職している場合を含む。)者に限る。) 当該支給対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び受講料に限る。)の額に100分の8 5を乗じて得た額(その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額としての場合240万円を超えるときは240万円とする。)、12千円を超えない場合は給付金の支給は行わないものとする。)

(4) 対象講座受講開始日現在において 一般教育訓練給金、特定一般教育訓練 給付金又は専門実践教育訓練給付金 を受給できる支給対象者 前3号に 定める額から雇用保険法第60条の 2第4項の規定により当該支給対象 者が受給した一般教育訓練給付金、特 定一般教育訓練給付金又は専門実践 教育訓練給付金の額を差し引いた額 (その額が12千円を超えない場合 は給付金の支給は行わないものとす る。)

(対象講座指定の申請)

第6条(略)

2 前項の指定を受けようとする者(以下 「指定申請者」という。)は、四日市市 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事 業対象講座指定申請書(第1号様式。以 下「講座指定申請書」という。)に次の (3) 対象講座受講開始日現在において 一般教育訓練給金、特定一般教育訓練 給付金又は専門実践教育訓練給付金 を受給できる支給対象者 前2号に 定める額から雇用保険法第60条の 2第4項の規定により当該支給対象 者受給した一般教育訓練給付金、特定 一般教育訓練給付金又は専門実践教 育訓練給付金の額を差し引いた額(そ の額が12千円を超えない場合は給 付金の支給は行わないものとする。)

(対象講座指定の申請)

第6条(略)

2 前項の指定を受けようとする者(以下 「指定申請者」という。)は、四日市市 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事 業対象講座指定申請書(第1号様式。以 下「講座指定申請書」という。)に次の 各号に掲げる書類を添付して所長に提出しなければならない。ただし、所長がその保有する帳簿その他の資料によって確認することを支給申請者が認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。

- (1) 指定申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の 写し
- (2) <u>母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類</u>

各号に掲げる書類を添付して所長に提出しなければならない。ただし、所長がその保有する帳簿その他の資料によって確認することを支給申請者が認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。

- (1) 指定申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の 写し
- (2) 指定申請者に係る児童扶養手当証 書の写し(児童扶養手当を現に受給し ている者に限る。ただし、8月から1 0月までの間に申請する場合を除く。 第9条第1項第2号において同じ。) 又は申請者の前年(1月から7月まで の間に申請する場合には、前々年。第 9条第1項第2号において同じ。)の 所得の額並びに扶養親族等の有無及 び数並びに所得税法に規定する70 歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親 族及び特定扶養親族の有無及び数に ついての市町村長(特別区の区長を含 む。以下同じ。)の証明書(所得税法 (昭和40年法律第33号)に規定す る控除対象扶養家族(19歳未満の者 に限る。)がある者にあっては、当該 控除対象扶養親族の数を明らかにす ることができる書類及び当該控除対 象扶養親族の前年の所得の額につい ての市町村長の証明書を含む。第9条 第1項第2号において同じ。)
- (3) 令和3年7月以前分の申請に際し

(削除)

て指定申請者が、健康保険法施行令等 の一部を改正する政令(令和2年政令 第381号) による改正前の母子及び 父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和3 9年政令第224号) において寡婦控 除又は寡夫控除のみなし適用対象者 (平成29年所得から令和元年所得 において、地方税法第23条第1項第 11号イ中「夫と死別し、若しくは夫 と離婚した後婚姻をしていない者又 は夫の生死の明らかでない者で政令 で定めるもの」とあるのを「婚姻によ らないで母となった女子であつて、現 に婚姻していないもの」と読み替えた 場合において同号イに該当する所得 割(同項第2号に規定する所得割をい う。)の納税義務者(同項第13号に 規定する合計所得金額が125万円 を超える者に限る。)及び同項第12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚 した後婚姻をしていない者又は妻の 生死の明らかでない者で政令で定め るもの」とあるのを「婚姻によらない で父となった男子であつて、現に婚姻 をしていないもの」と読み替えた場合 において同号に該当する所得割の納 税義務者であり、同法第34条第1項 第8号に規定する控除を受ける者を いう。) であったときは、当該対象者 の子の戸籍謄本及び当該対象者と生 計を一にする子の前年の所得(1月か ら7月までの間に申請する場合には、

(給付金の支給申請)

- 第9条 対象講座の指定を受けて給付金の支給を申請しようとする者(以下「支給申請者」という。)は、対象講座を修了した後に、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業支給申請書(第4号様式。以下「支給申請書」という。)に次の書類を添付して所長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合で、所長が特に必要がないと認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。(1)(略)
  - (2) <u>母子・父子自立支援プログラムの写</u> <u>し等の自立に向けた支援を受けてい</u> ることを証する書類

前々年の所得。第9条第1項第3号に おいて同じ。)の額を証明する書類等、 当該事実を明らかにすることができ る書類

(給付金の支給申請)

- 第9条 対象講座の指定を受けて給付金の支給を申請しようとする者(以下「支給申請者」という。)は、対象講座を修了した後に、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業支給申請書(第4号様式。以下「支給申請書」という。)に次の書類を添付して所長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合で、所長が特に必要がないと認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。(1)(略)
  - (2) 支給申請者に係る児童扶養手当証 書の写し又は支給申請者の前年の所 得の額並びに扶養親族等の有無及び 数並びに所得税法に規定する70歳 以上の同一生計配偶者、老人扶養親族 及び特定扶養親族の有無及び数につ いての市町村長の証明書(ただし、証 明すべき対象となる所得が対象講座 を指定した年と同年である場合は、 (所得の更正決定があった場合を除 く。)添付を省略することができる。)
  - (3) 令和3年7月以前分の申請に際し <u>て支給申請者が、健康保険法施行令等</u> の一部を改正する政令(令和2年政令

(削除)

(削除)

(3) (略)

(4) (略)

<u>(5)</u>(略)

2及び3 (略)

4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、第4条第1項第2号に係る支給対象者のうち、支給単位期間(雇用保険法施行規則第101条の2の12第4に規定する支給単位期間をいう。)ごとの支給を希望する者は、第1項第3号に規定する証明書に替えて、雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書を提出しなければならない。この場合において、支給の申請は、やむを得ない事由がある場合を除き、支給単位期間の終了日から起算して30日以内に行わなければならない。

(給付金の追加支給申請)

第10条 給付金の追加支給を受けよう とする支給申請者は、四日市市母子家庭 等自立支援教育訓練給付金事業追加支 第381号)による改正前の母子及び 父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和3 9年政令第224号)において寡婦控 除又は寡夫控除のみなし適用対象者 であったときは、当該対象者の子の戸 籍謄本及び当該対象者と生計を一に する子の前年の所得の額を証明する 書類等、当該事実を明らかにすること ができる書類

- (4) 対象講座指定通知書の写し
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)

2及び3 (略)

給申請書(第5号様式。以下「追加支給申請書」という。)に次の書類を添付して所長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合で、所長が特に必要がないと認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。

- (1) 支給申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写 し等の自立に向けた支援を受けてい ることを証する書類
- (3) 教育訓練施設の長が、その施設の 修了認定基準に基づいて、受講者の 教育訓練の修了を認定する対象講座 修了証明書
- (4) 教育訓練施設の長が、受講者本人が 支払った教育訓練経費について発行 した領収書
- (5) 専門実践教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する 書類
- (6) 支給申請者が取得した資格を証明 する書類
- 2 前項の申請は、当該教育訓練に係 る資格を取得し、受講修了日の翌日か ら起算して1年以内に就職等した日か ら30日以内に行わなければならない。 ただし、やむを得ない事由がある場合に はこの限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、専門実践教

育訓練給付金の支給を受けることができる申請者は、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に第1項に係る申請を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合にはこの限りではない。

(給付金の支給決定)

- 第11条 所長は、第9条及び前条の規定に基づく支給申請書又は追加支給申請書と受理したときは、受給要件、対象講座の受講状況及び教育訓練経費を確認のうえ支給を決定し、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給決定通知書(第6号様式)により申請者に通知するとともに、速やかに給付金を支給するものとする。
- 2 前項の規定により支給の決定を受けた者は、請求書(<u>第7号様式</u>)を市長に提出しなければならない。

(給付金の返還)

<u>第12条</u>(略)

(給付金の支給決定)

- 第10条 所長は、前条の規定に基づく支給申請書を受理したときは、受給要件、対象講座の受講状況及び教育訓練経費を確認のうえ支給を決定し、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するとともに、速やかに給付金を支給するものとする。
- 2 前項の規定により支給の決定を受けた者は、請求書(<u>第6号様式</u>)を市長に提出しなければならない。

(給付金の返還)

<u>第11条</u>(略)

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

## 第1号様式(第6条関係)

## 四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

申請者

下記の教育訓練を受講したいので、自立支援教育訓練給付の対象講座の指定を申請します。

下記の教育訓練を文誦	・したいりて、日立又仮教目訓練和刊の次	引承再座の相座を中間しより。							
フリガナ		年 月 日							
氏 名		生年     月日							
		( 歳)							
住所	(〒 − )	電話							
ш. //		( )							
教育訓練施設の名称									
教育訓練講座の名称									
教育訓練の期間	年 月 日 ~	年 月 日							
	(受講開始予定日)								
所要費用 (予定)	   入学料	円、合計額円							
公共職業安定所の教育	受講開始日現在において雇用保険制度の	教育訓練給付金の受給資格が							
訓練給付金受給資格の	格の ある・ ない								
有無									
過去の給付の有無	   過去に自立支援教育訓練給付金を受けた	ことが ある・ない							
	金事業における対象講座の指定事務に当た								
長が市の保有する私に関す		利用することに同意します。							
年 月	日								
住所	氏名								

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

#### 四日市市社会福祉事務所長

印

さきに提出のありました四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申 請書に基づき審査したところ、下記のとおり指定しましたので通知します。

フリガナ				年	月	日			
氏 名			生年月日		(	歳)			
住 所	(〒 −	)		電話					
教育訓練施設の名称									
教育訓練講座の名称									
教育訓練の期間	年 月 (受講開始日)	日 ~ 年	三月	∃					
所要費用(予定)	入学料	円、受講料	円、	合計額		円			
支給方法									
補足事項	上記教育訓練にから起算して1 ととしているが	(上記教育訓練講座が指定教育訓練である場合の補足) 上記教育訓練に係る資格を取得し、上記教育訓練を修了した日の翌日 から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合に追加支給すること ととしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有すること を必要とする職業に限る。							

第4号様式から第7号様式までを次のように改める。

#### 四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業支給申請書

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

申請者

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

フリガナ				41.	<i> </i>		年		月	日
氏 名					年日			(		歳)
				Л	Н			(		所义 /
住所	(〒 −	)				電話				
II. ///							(	)		
教育訓練施設の名称										
教育訓練講座の名称										
<b>松</b> 方 訓 生 の 批 問	年	月 日	$\sim$	4	丰	月	日			
教育訓練の期間	(受講開始	目)								
所要費用	入学料	円、受講料	<u> </u>	Р	] . 1	合計額			円	
雇用保険法による教育訓										
無名付額 無給付額			円							
冰冰山的低										
	金融機関名		口座の	種類		普通•	当座・	その	他	
<b>孝・芦ョートップ・ナーナー 人 豆・木松 日日</b>	支店名	口座番号								
希望する支払金融機関	口座名義 (フリガナ)									
	□ 公金受取口座を利用します。									
自立支援教育訓練給付金	- 全事業における給付金	の決定事務	に当た	り、四	日日	<b></b> 市社会	会福祉	事務	所長	が市
の保有する私に関する個人	、情報(		) を利	用する	るこ	とに同か	意しま	す。		
年 月 日	I									
住所		氏名								

#### 四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業追加支給申請書

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

#### 申請者

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金の追加支給を受けたいので下記により申請します。

5 / 6									
フリガナ							年	月	日
氏 名					生年月日			(	歳)
住所	(〒	_	)				電話		
教育訓練施設の名称									
教育訓練講座の名称									
教育訓練の期間	年(受講開始	月 <sup></sup> 日)	日	~ 年 (	<ul><li>月</li><li>受講修了</li></ul>	月)	3		
資格取得年月日	年	月	目	取得資	格名称				
就職等年月日	年	月	目	就職先	等名称				
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する。								
雇用者の証明 (※別途証明可)			(雇用者	) 住所 名称 代表		午	月	日	
所要費用	入学料		円、受	講料	円	、合	計額		円
雇用保険法による教 育訓練給付金受給額					市母子家原 支援教育記 ≳受給額				
自立支援教育訓練給付金事業における給付金の追加決定事務に当たり、四日市市社会福祉事務所長									
が市の保有する私に関す	~る個人情報	(			)を利用	する	ことに同	司意しま~	す。
	年	F	月 日						
	信	È所					氏名		

補足)振込口座については、原則として、すでに登録済みの口座とします。

### 第6号様式(第11条関係)

## 四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

第 号年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長 印

下記のとおり支給額を決定しましたので通知します。

フリガナ			生年		年	月	日
氏 名			月日			(	歳)
住 所	(〒 −	)		電話			
教育訓練施設の名称							
教育訓練講座の名称							
教育訓練の期間	年 月 (受講開始日)	日 ~	年	月	日		
支給対象経費	入学料	円、受講料	円、合	計額		円	
支給決定額				円			
振込口座	銀行 (普)	支店	本店				
振込予定日		年 月	日				

## 第7号様式(第12条関係)

# 請 求 書 (母子家庭等自立支援教育訓練給付金)

年 月 日

四日市市長

四日市市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第12条第2項により、次の金額を請求します。

請求金額

住所

氏名

※署名または記名押印

附則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年8月30日から適用する。

(こども未来部こども家庭課)